

道路についてのお話し

せんてい 樹木の剪定のお願い

道路に樹木がハミ出していると、車や歩行者の通行を妨げになり、信号や道路標識・カーブミラー等が見えにくくもなり、交通事故を引き起こす原因にもなります。

また、害虫等による被害の可能性もありますので、道路を利用する方々の迷惑にならないように樹木の所有者は剪定・伐採など適正管理をお願いします。

剪定前

剪定後



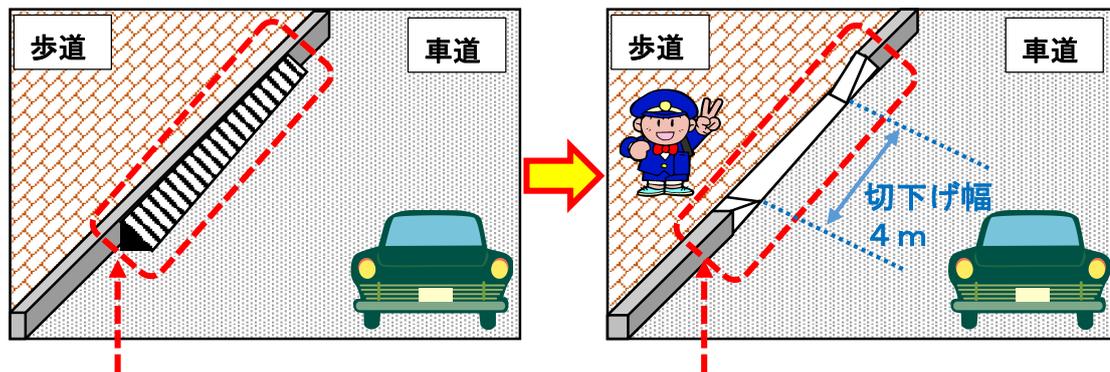
乗入れブロックは危険です！

道路上に自宅への自動車等の乗入れのため設置されたブロックや鉄板による事故（歩行者のつまづきやバイクの転倒など）が発生すると、設置者（所有者・使用者）の責任が問われる場合があります。

すべての人が安全・安心に通行できるように道路上の乗入れブロック等の撤去をお願いします。

自宅への自動車等の乗入れのため歩道の切下げ（段差解消）が必要な場合は、管理者（八代市道であれば八代市の担当課）へ申請し、許可を得た後で、工事を行うことができます。

なお、工事費用は申請者負担となります。



※切下げ箇所・幅は、1住宅につき1箇所、4m幅となりますが、地形により考慮可能な場合がありますので、道路管理者までご相談ください。

路上に置かれた乗入れブロック

自費 歩道切下げ工事後